

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年10月15日

【会社名】 K Y B 株式会社

【英訳名】 KYB Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 大野 雅生

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル

【電話番号】 03(3435)3511(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 森 竜雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル

【電話番号】 03(3435)3584

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 森 竜雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月26日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしましたが、一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
中島 康輔	181,629	19,159	0		可決 (90.4%)
大野 雅生	191,206	9,582	0		可決 (95.2%)
加藤 孝明	185,959	14,830	0		可決 (92.6%)
齋藤 圭介	185,082	15,707	0		可決 (92.2%)
鶴田 六郎	191,628	9,161	0		可決 (95.4%)
塩澤 修平	191,580	9,209	0		可決 (95.4%)
坂田 政一	199,540	1,249	0		可決 (99.4%)
第2号議案				(注)	
赤井 智男	197,816	2,974	0		可決 (98.5%)
田中 順一	188,262	12,525	0		可決 (93.7%)
久田 英司	195,283	5,506	0		可決 (97.2%)
相楽 昌彦	188,967	11,821	0		可決 (94.1%)
第3号議案	155,476	45,313	0	(注)	可決 (77.4%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
中島 康輔	<u>182,101</u>	<u>19,171</u>	0		可決 (90.5%)
大野 雅生	<u>191,683</u>	<u>9,589</u>	0		可決 (95.2%)
加藤 孝明	<u>186,436</u>	<u>14,837</u>	0		可決 (92.6%)
齋藤 圭介	<u>185,558</u>	<u>15,715</u>	0		可決 (92.2%)
鶴田 六郎	<u>192,104</u>	<u>9,169</u>	0		可決 (95.4%)
塩澤 修平	<u>192,057</u>	<u>9,216</u>	0		可決 (95.4%)
坂田 政一	<u>200,017</u>	<u>1,256</u>	0		可決 (99.4%)
第2号議案				(注)	
赤井 智男	<u>198,293</u>	<u>2,981</u>	0		可決 (98.5%)
田中 順一	<u>188,743</u>	<u>12,528</u>	0		可決 (93.8%)
久田 英司	<u>195,760</u>	<u>5,513</u>	0		可決 (97.2%)
相楽 昌彦	<u>189,448</u>	<u>11,824</u>	0		可決 (94.1%)
第3号議案	<u>155,957</u>	<u>45,316</u>	0	(注)	可決 (77.5%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。